

証券会社の自己資本規制の概要

1. 基本的考え方

証券会社においては、有価証券等の売買を頻繁かつ大量に行うというその業務の性質から、それらに係る決済が円滑かつ確実に執行される必要があるため、保有有価証券等の価格変動等のリスクをカバーし得るだけの流動性(資産)を保有している必要がある。

2. 自己資本規制比率

$\frac{\text{固定化されていない自己資本(流動性)}}{\text{リスク相当額}} \times 100$	< 120 (%)	…業務改善命令
	< 100 (%)	…業務停止命令

3. 固定化されていない自己資本

流動性資産	負債
----- 固定化されていない自己資本 流動性資産－負債 資本－固定資産等	資本
固定資産等	

4. リスク相当額

$$\text{リスク相当額} = \boxed{\text{市場リスク相当額}} + \boxed{\text{取引先リスク相当額}} + \boxed{\text{基礎的リスク相当額}}$$

市場リスク

保有資産の価格変動等によるリスク(=ポジション×リスク・ウェイト)

- 外国為替等のリスク・ウェイトは8%

取引先リスク

取引相手方の契約不履行等による損失リスク(=与信相当額×リスク・ウェイト)

- 外為関連取引の与信相当額は、期間1年以下の場合、想定元本の2%
(注)証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第17条第2項適用の場合
- 短期差入保証金の与信相当額は、帳簿価額
- リスク・ウェイトは、指定格付けの付与された金融機関が1.2%、指定格付けの付与されていない金融機関が5%、指定格付けの付与されているその他の法人が6%、指定格付けの付与されていないその他の法人が25%、個人が25%

基礎的リスク

事務処理の誤り等証券会社が日常業務を行う上で留意すべきリスク(=営業費用の3カ月分)